

## 加古川市汚染土壌処理業の許可の申請に関する指導要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）（以下「法」という。）第22条第1項又は第23条第1項の規定に基づく汚染土壌処理業の許可の申請に関し、法、法施行令（以下「政令」という。）及び法施行規則（以下「省令」という。）に定めるもののほか、当該申請に先立って汚染土壌処理施設の設置等に関して必要な指導を行うことにより、汚染土壌の適正な処理並びに汚染土壌処理施設の所在地及びその周辺の地域の生活環境の保全に資することを目的とする。

### (用語の定義)

第2条 この要綱において使用する用語の定義は、法、政令及び省令で使用する用語の例によるほか、次に定めるところによる。

- (1) 申請予定者 法第22条第1項及び法第23条第1項の規定に基づく汚染土壌処理業の許可を受けようとする者
- (2) 関係地域 別表第1で定める地域をいう。
- (3) 関係住民 関係地域内に居住又は勤務する者をいう。
- (4) 環境配慮計画 汚染土壌処理施設を設置又は変更することによる関係地域の生活環境への影響について、その影響が最小となるようにする措置に関する計画をいう。

### (事業計画の周知)

第3条 申請予定者は、法第22条第1項又は第23条第1項の許可の申請に先立って、汚染土壌処理施設に係る次に掲げる計画に関して市関係部署等に事前に相談を行った後、当該計画に関する図書の写しを1箇月間、関係地域内の適切な場所において、関係住民の縦覧に供するとともに、縦覧期間内に当該計画を周知させるための説明会を開催するものとする。

- (1) 汚染土壌処理施設の設置等の計画
  - (2) 公害の防止及び維持管理に関する計画
  - (3) 環境配慮計画
- 2 申請予定者は、当該計画を関係住民の縦覧に供するにあたり、予め、住民周知計画書（様式第1号）を市長に届出するものとする。
- 3 申請予定者は、当該計画を関係住民の縦覧に供するにあたり、縦覧の場所、期間及び時間並びに説明会開催の日時及び場所を記した印刷物の回覧などの適切な方法により、関係住民に周知するものとする。

### (環境配慮計画)

第4条 前条第1項第3号に掲げる計画は、別表第2に掲げるものの他、汚染土壌処理施設の種類、規模及び処理能力から申請予定者が必要と判断するものについて作成するものとする。

- 2 申請予定者は、前条第1項第3号に掲げる計画の作成にあたっては、必要に応じて汚染土壌処理施設の設置前におけるその所在地又はその周辺の地域の生活環境の状況と、当該汚染土壌処理施設の設置後におけるその所在地又はその周辺の地域の生活環境に及ぼす影響を調査するものとする。

(意見の聴取)

第5条 申請予定者は、第3条第1項に規定する縦覧の満了日から起算して2週間を経過する日までの間、関係住民からの汚染土壌処理施設の所在地及びその関係地域の生活環境の保全等に関する意見を聴取するものとする。

2 申請予定者は、関係住民から出された意見について、誠意をもって対応するものとする。

(事前協議)

第6条 申請予定者は、前条の期間満了後、法第22条第1項又は第23条第1項の許可の申請に先立って、次に掲げる事項について市長に協議するものとする。

- (1) 第3条第1項各号に掲げる計画に関する事項
- (2) 第3条第1項の縦覧及び説明会に関する事項
- (3) 前条の規定により聴取した意見に関する事項
- (4) その他市長が必要と認める事項

2 前項の規定による協議は、汚染土壌処理業の許可(変更)の申請に関する事前(変更)協議書(様式第2号)を市長に提出することにより行う。

3 市長は、第1項の規定による協議にあたっては、必要に応じて学識経験者等の意見を聴取することができる。

4 市長は、第1項の規定による協議の結果、汚染土壌処理施設の設置等が関係地域における生活環境の保全に支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがあると認めるときは、申請予定者に対し必要な指導又は助言を行うものとする。

5 市長は、事前協議終了時には、申請予定者に了承書を発行するものとする。

(事前協議の結果の尊重)

第7条 申請予定者は、事前協議の結果を尊重し、前条第5項に規定する了承書を添付のうえ、法第22条第1項又は第23条第1項の許可の申請を行うものとする。

(申請の取り止め)

第8条 申請予定者が申請を取り止める場合は、必要に応じて、その旨を書面により市長に報告するとともに、速やかに関係住民に周知するものとする。

(報告の徴収)

第9条 市長は、この要綱の施行に伴い、申請予定者に対し、必要な事項についての報告を求めることができる。

附則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表第1（第2条第2号関係）

1	汚染土壌処理施設の計画地の敷地境界線から 100 メートルの範囲の地域の属する町内会・自治会の区域
2	その他、汚染土壌処理施設により 1 と同等以上に生活環境に影響が及ぶことが想定される地域

別表第2（第4条関係）

環 境 配 慮 項 目	
大 気	特定有害物質、二酸化窒素、粉じん、ばいじん、塩化水素、ダイオキシン類など
水 質	特定有害物質、生物化学的酸素要求量 (BOD)、化学的酸素要求量 (COD)、浮遊物質量 (SS)、窒素、りん、ダイオキシン類など
地下水	地下水位、水質など
騒 音	騒音レベルなど
振 動	振動レベルなど
悪 臭	特定悪臭物質濃度、臭気指数(臭気強度)、臭気濃度など
産業廃棄物	産業廃棄物処理過程など

- 注) 1 : 上記に示す項目以外の項目を環境配慮項目とすることを妨げるものではない。  
 2 : 各施設には、保管施設等汚染土壌処理施設と併せて事業場内に設置される施設を含む。  
 3 : 「特定有害物質」とは、各法に規定する特定有害物質のうち、排出が想定される物質をいう。  
 4 : 「水質」には、汚染土壌と雨水等が接触する場合の雨水等の水質を含む。

様式第1号（第3条関係）

住 民 周 知 計 画 書

年 月 日

加古川市長 様

申請予定者 住 所  
氏 名  
(法人にあつてはその代表者の氏名)  
電話番号  
担当者

加古川市汚染土壌処理業の許可の申請に関する指導要綱第3条第2項の規定により、住民周知計画書を提出します。

汚染土壌処理施設の概要	設 置 の 場 所	
	種 類	<input type="checkbox"/> 浄化等処理施設 (□浄化・□溶融・□不要化) <input type="checkbox"/> セメント製造施設 <input type="checkbox"/> 埋立処理施設 <input type="checkbox"/> 分別等処理施設
	能 力 (t/日)	
	処 理 対 象 物 質	
関 係 地 域	関 係 地 域 の 範 囲	
	関 係 地 域 の 設 定 の 根 拠	
縦 覧 の 計 画 ※1	縦 覧 の 場 所	
	縦 覧 の 期 間 及 び 時 間	
	縦 覧 の 周 知 方 法	
説 明 会 の 開 催 の 計 画※2	開 催 の 日 時	
	開 催 の 場 所	
	開 催 の 周 知 方 法	
そ の 他 必 要 な 事 項		
添付書類 ※1 事業計画案（事業構想）に関する書類 ※2 縦覧及び説明会に使用する書類		

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。

様式第2号（第6条関係）

汚染土壌処理業の許可（変更）の申請に関する事前（変更）協議書

年 月 日

加古川市長 様

申請予定者 住 所  
氏 名  
（法人にあつてはその代表者の氏名）  
電話番号  
担当者

加古川市汚染土壌処理業の許可の申請に関する指導要綱第6条第2項の規定により、事前協議書を提出します。

（1）事業計画等に関する事項

事業場の名称		
事業場の計画地 ※1		
事業場の用途地域		
事業場の敷地面積		
施設の設置等にあたり必要な 他法令の許可等		
設置等に関する計画	着工予定年月日	年 月 日
	使用開始予定年月日	年 月 日
	種 類 ※2	浄化处理・セメント等製造・埋立処理・分別等処理
	処理対象とする 特定有害物質	
	構 造 ※3	型式
	処 理 能 力 ※4	$m^3/日$ $m^3/時間$ $t/日$ $t/時間$
	処理工程の概要 ※5	
	稼働日、稼働時間	
	処理済み土壌の性状、 利 用 方 法 等	
	処理残渣物の性状、 処 理 ・ 処 分 方 法 等	

公害の防止及び維持管理に関する計画※6	大気汚染防止措置 (稼動に伴い生じる排ガス対策等)	
	水質汚濁防止措置 (稼動に伴い生じる排水対策等)	
	地下浸透防止措置	
	土壌等の飛散流出防止措置	
	騒音・振動防止措置	
	悪臭防止措置	
	維持管理計画	別紙のとおり
	測定計画	別紙のとおり
	測定結果報告計画	別紙のとおり
環境配慮計画		別紙のとおり
管理体制に関する事項	管理責任者	
	工程管理体制	別紙のとおり
	処理の事業を行うに足る技術的能力を証する内容	<input type="checkbox"/> 3年以上の実務経験を有する <input type="checkbox"/> 資格を有する  ( )
添付書類 ※1 事業場の土地等の使用権限を有することを証する書類 計画地付近の見取り図 ※2 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく処分業等の許可証の写し（該当する場合） 公有水面埋立法に基づく免許又は承認証の写し（該当する場合） ※3 事前協議に係る了承書 ※4 施設配置図（公害防止設備を含む。） 施設に係る平面図、立面図、断面図、構造図（公害防止設備を含む。） ※5 施設の処理能力設計計算書 ※6 施設の処理工程の詳細フロー図（処理残渣物の発生工程を含む。） ※7 各公害防止設備の処理能力設計計算書 ※8 管理責任者の経歴等を証する書類		

備考 施設の変更に係る申請の場合は、変更のある項目のみ記載すること。

(2) 縦覧、説明会及び意見の聴取に関する事項

縦 覧	縦 覧 の 場 所	
	縦 覧 の 期 間 及 び 時 間	年 月 日～ 年 月 日
	縦 覧 の 周 知 方 法	
	縦 覧 し た 関 係 住 民 の 人 数	人
説 明 会	開 催 の 日 時	
	開 催 の 場 所	
	申 請 予 定 者 側 の 出 席 者 の 人 数	人
	開 催 の 周 知 の 方 法	
	出 席 し た 関 係 住 民 の 人 数	人
	議 事 録	別紙のとおり
意 見 の 聴 取	意 見 を 聴 取 し た 期 間	年 月 日～ 年 月 日
	聴 取 し た 件 数	
	聴 取 し た 意 見 及 び こ れ に 対 す る 回 答	別紙のとおり
住民説明会を開催できなかった場合 の理由及び周知方法		

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。